

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和7年7月31日
宇 城 市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第5項の規定ならびに第8条第4項において準用する第7条第5項に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画または変更計画を認定したので、第7条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	計画認定日 （変更計画にあっては変更認定日）	実施主体	備考
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域 （主な地区）	重点区域との 重複の有無				
		○		不知火町高良地区ほか	無	令和7年度から 令和11年度	令和7年7月31日	宇城有機農業プロデュース	
		○		松橋町古保山地区	無	令和7年度から 令和11年度	令和7年7月31日	宇土市環境営農組合	
		○		三角町里浦地区ほか	無	令和4年度から 令和8年度	令和7年7月31日	三角大地を守る会	変更
		○		松橋町御船地区ほか	無	令和4年度から 令和8年度	令和7年7月31日	肥後七草会	変更
		○		三角町戸馳地区ほか	無	令和4年度から 令和8年度	令和7年7月31日	戸馳有機米研究会	変更
		○		松橋町西下郷地区ほか	無	令和7年度から 令和11年度	令和7年7月31日	宇城市環境保全型農業推進協議会	